

保発 1130 第 3 号
令和 5 年 11 月 30 日

都道府県知事
地方厚生（支）局長
社会保険診療報酬支払基金理事長
国民健康保険中央会理事長

} 殿

厚生労働省保険局長
〔 公 印 省 略 〕

訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部を改正する命令等の公布について

本日付で、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部を改正する命令（令和 5 年内閣府・厚生労働省令第 9 号。以下「改正命令」という。）及び訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第二条の規定に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する告示（令和 5 年こども家庭庁・厚生労働省告示第 3 号。以下「改正告示」という。）が公布され、順次施行・適用することとされたところです。

改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、十分御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等への周知徹底を図り、その運用に遺漏なきようお願い致します。

記

第 1 改正の趣旨

指定訪問看護事業者が行う訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求については、訪問看護療養費請求書に訪問看護療養費明細書を添えて提出すること（以下「書面による請求」という。）により行うこととされている（訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成 4 年厚生省令第 5 号。以下「訪看請求命令」という。）第 1 条）。

今般、社会保障審議会医療保険部会において、訪問看護療養費等の請求

方法の見直しを行うとされたことを踏まえ、必要な改正を行うもの。

第2 改正の主な内容

1 電子情報処理組織の使用による請求の開始

- (1) 訪問看護療養費等の請求方法に、電子情報処理組織の使用による請求を追加すること。(訪看請求命令第1条)
- (2) 被保険者資格に係る情報に軽微な不備がある場合に、審査支払機関が職権で当該不備を補正することができること等の電子情報処理組織の使用による請求を行うに当たって必要な事項の整備を行うこと。(訪看請求命令第2条)
- (3) 指定訪問看護事業者は、電子情報処理組織の使用による請求を始めようとするときは、訪問看護ステーションごとに、あらかじめ、審査支払機関に届け出なければならないものとする。こと。(訪看請求命令第4条)

2 電子情報処理組織の使用による請求の義務化

- (1) 訪問看護療養費等の請求は、電子情報処理組織の使用により行うものとする。こと。(訪看請求命令第1条)
- (2) 指定訪問看護事業者は、表の左欄の訪問看護ステーションであって、あらかじめ、その旨を電磁的記録に記録し電子情報処理組織を使用して提出する方法その他の適切な方法により審査支払機関に届け出たものについて、同表の右欄の期間においては、書面による請求を行うことができるものとする。こと。(訪看請求命令附則第2条)

一 電気通信回線設備の機能に障害が生じた訪問看護ステーション	当該障害が生じている間
二 電子情報処理組織の使用による請求を行う体制の整備に係る事業を行う者との間で当該体制の整備に係る契約(5(2)に定める日の属する月の前々月の末日までに締結されたものに限る。)を締結している指定訪問看護事業者の訪問看護ステーションであって、当該事業を行う者による当該体制の整備に係る作業が完了していないもの	左欄の体制の整備に係る作業が完了する日又は5(2)に定める日から起算して6月を経過する日の属する月の末日のいずれか早い日までの間
三 電子情報処理組織の使用による請求に必要な電気通信回線(光回線に限る。)が整備されていない訪問看護ステーション	左欄の電気通信回線が整備された日から起算して6月を経過した日までの間
四 改築の工事中である施設において指定訪問看護の提供を行っている訪問看護ステーション	当該改築の工事中である施設において指

ン	定訪問看護の提供を行っている間
五 廃止又は休止に関する計画を定めている訪問看護ステーション	廃止又は休止するまでの間
六 その他電子情報処理組織の使用による請求を行う体制を整備することが特に困難な事情がある訪問看護ステーション	左欄の特に困難な事情が解消されるまでの間

3 経過措置等

- (1) 施行日前に行われた指定訪問看護に関する費用の請求については、なお従前の例によるものとする。こと。(改正命令附則第2条)
- (2) 指定訪問看護事業者は、施行日前においても、1(3)の例により、審査支払機関に届出を行うことができるものとする。こと。(改正命令附則第3条第1項)
- (3) 指定訪問看護事業者は、2(2)の表の左欄の訪問看護ステーションについて、5(2)に定める日前においても、2(2)の例により、審査支払機関に届出を行うことができるものとする。こと。(改正命令附則第3条第2項)
- (4) 改正命令による改正後の訪看請求命令の規定に基づく届出の詳細については、追って通知する予定であること。

4 その他所要の改正

その他所要の改正を行うこと。

5 施行・適用期日

改正命令及び改正告示は、令和6年6月1日から施行すること。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行するものとする。

(改正命令附則第1条及び改正告示附則)

- (1) 3(2)及び(3)に定める事項 公布の日
- (2) 2に定める事項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)附則第1条第2号の政令で定める日

以上

○内閣府令第九号

厚生労働省令第九号
健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年十一月三十日

内閣総理大臣 岸田 文雄
厚生労働大臣 武見 敬三

訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部を改正する命令
（訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部改正）

第一条 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成四年厚生省令第五号。以下「訪問看護請求命令」という。）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第一条 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求（訪問看護療養費（家族訪問看護療養費及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四百五十五条に規定する特別療養費を含む。以下同じ。）の支給又は次に掲げる医療に関する給付（以下「公費負担医療」という。）に關し費用を請求しようとするときは、当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション」という。）ごとに、電子情報処理組織の使用による請求（ことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織（審査支払機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用（以下「訪問看護療養費等」という。）の請求をしよ）とする指定訪問看護事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して、ことも家庭庁長官及び厚生労働大臣の定める方式に従つて電子計算機から入力して審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して行う訪問看護療養費等の請求をいう。以下同じ。）又は書面による請求（訪問看護療養費等について、訪問看護療養費請求書に訪問看護療養費明細書を添えて、これを当該訪問看護療養費請求書の審査支払機関に提出することにより請求することをいう。以下同じ。）により行うものとする。</p> <p>一～七の三 （略）</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか医療に関する給付であつて厚生労働大臣が定めるもの（請求の補正）</p> <p>第二条 前条の規定により指定訪問看護事業者が行つた電子情報処理組織の使用による請求について、同条のファイルに記録された情報のうち高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七條第四項（第七号を除く。）に規定する加入者及び同法第五十條に規定する後期高齢者医療の被保険者（以下この条において「加入者等」という。）の資格に係る情報が軽微な不備（誤記、記載漏れその他これに類する明白な誤りであつて、指定訪問看護事業者が記載しようとした事項を容易に推測することができると認められる程度のものをいう。）がある場合には、審査支払機関は、職権を、当該不備を補正することができる。この場合において、審査支払機関は、当該補正をした旨を、当該指定訪問看護事業者に通知するものとする。</p>	<p>第一条 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求（訪問看護療養費（家族訪問看護療養費及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四百五十五条に規定する特別療養費を含む。以下同じ。）の支給又は次に掲げる医療に関する給付（以下「公費負担医療」という。）に關し費用を請求しようとするときは、当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション」という。）ごとに、訪問看護療養費請求書に訪問看護療養費明細書を添えて、これを当該訪問看護療養費請求書の審査支払機関に提出しなければならない。）</p> <p>一～七の三 （略）</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか医療に関する給付であつて厚生労働大臣が定めるもの（新設）</p>

<p>2 高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者及び同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合（以下この条において「保険者等」という。）は、審査支払機関に対し、審査支払機関が前項の規定による補正を行うために必要な加入者等の資格に係る情報を提供することができる。</p> <p>3 審査支払機関は、前項の規定により提供を受けた情報を活用して第一項の規定による補正を行った場合であつて、当該補正が指定訪問看護事業者が行つた請求に係る保険者等を変更するものであるときは、当該補正後の請求に係る保険者等に対し、当該補正後の請求に係る情報を提供するものとする。</p> <p>4 保険者等は、審査支払機関に対し、指定訪問看護事業者が行つた請求に係る情報を提供して、第一項の規定による補正を行うことができる。</p> <p>5 保険者等は、前項の規定による情報の提供及び申出を行うため、審査支払機関に対し、指定訪問看護事業者が行つた請求に係る情報を提供し、当該請求に係る加入者等の資格に係る情報の提供を求めることができる。</p> <p>6 審査支払機関は、前項の規定により保険者等から情報の提供の求めがあつたときは、当該保険者等に対し、指定訪問看護事業者が行つた請求に係る加入者等の資格に係る情報を提供するものとする。</p> <p>（訪問看護療養費請求書の様式）</p> <p>第二条の二 書面による請求における訪問看護療養費請求書及び訪問看護療養費明細書は、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式による。</p> <p>（訪問看護療養費等の請求日）</p> <p>第三条 第一条の請求は、各月分について翌月十日までに行わなければならない。</p> <p>2 電子情報処理組織の使用による請求は、審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該審査支払機関に到達したものとみなす。</p> <p>（訪問看護療養費等の請求の開始等の届出）</p> <p>第四条 指定訪問看護事業者は、電子情報処理組織の使用による請求を始めようとするときは、訪問看護ステーションごとに、あらかじめ、次に掲げる事項を当該請求に係る審査支払機関に届け出なければならない。</p> <p>一 訪問看護ステーションの名称及び所在地</p> <p>二 電子情報処理組織の使用による請求を始めようとする年月</p> <p>三 その他こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項</p>
--

第二条 訪看護請求命令の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求）</p> <p>第一条 指定訪問看護事業者は、訪問看護療養費（家族訪問看護療養費及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四百五十五条に規定する特別療養費を含む。以下同じ。）の支給又は次に掲げる医療に関する給付（以下「公費負担医療」という。）に関し費用を請求しようとするときは、</p>	<p>（訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求）</p> <p>第一条 指定訪問看護事業者は、訪問看護療養費（家族訪問看護療養費及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四百五十五条に規定する特別療養費を含む。以下同じ。）の支給又は次に掲げる医療に関する給付（以下「公費負担医療」という。）に関し費用を請求しようとするときは、</p>

当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション」という。）ごとに、電子情報処理組織の使用による請求（ことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織（審査支払機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用（以下「訪問看護療養費等」という。）の請求をしよ）とする指定訪問看護事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。附則第二条第一項の表において同じ。）を使用して、ことも家庭庁長官及び厚生労働大臣の定める方式に従って電子計算機から入力して審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して行う訪問看護療養費等の請求をいう。）により行うものとする。

一〇八（略）

（請求の補正）

第二条 前条の規定により指定訪問看護事業者が行った請求について、同条のファイルに記録された情報のうち高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第四項（第七号を除く。）に規定する加入者及び同法第五十条に規定する後期高齢者医療の被保険者（以下この条において「加入者等」という。）の資格に係る情報に軽微な不備（誤記、記載漏れその他これに類する明白な誤りであつて、指定訪問看護事業者が記載しようとした事項を容易に推測することができる）と認められる程度のもの（をいう。）がある場合には、審査支払機関は、職権で、当該不備を補正することができる。この場合において、審査支払機関は、当該補正をした旨を、当該指定訪問看護事業者に通知するものとする。

二〇六（略）

（削る）

（訪問看護療養費等の請求日）

第三条（略）

2 第一条の請求は、審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該審査支払機関に到達したものとみなす。

（訪問看護療養費等の請求の開始等の届出）

第四条 指定訪問看護事業者は、第一条の請求を始めようとするときは、訪問看護ステーションごとに、あらかじめ、次に掲げる事項を当該請求に係る審査支払機関に届け出なければならぬ。

- 一（略）
- 二 第一条の請求を始めようとする年月
- 三（略）

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成四年四月一日から施行する。

当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション」という。）ごとに、電子情報処理組織の使用による請求（ことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織（審査支払機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用（以下「訪問看護療養費等」という。）の請求をしよ）とする指定訪問看護事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して、ことも家庭庁長官及び厚生労働大臣の定める方式に従って電子計算機から入力して審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して行う訪問看護療養費等の請求をいう。以下同じ。）又は書面による請求（訪問看護療養費等について、訪問看護療養費請求書に訪問看護療養費明細書を添えて、これを当該訪問看護療養費請求書の審査支払機関に提出することにより請求することをいう。以下同じ。）により行うものとする。

一〇八（略）

（請求の補正）

第二条 前条の規定により指定訪問看護事業者が行った電子情報処理組織の使用による請求について、同条のファイルに記録された情報のうち高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第四項（第七号を除く。）に規定する加入者及び同法第五十条に規定する後期高齢者医療の被保険者（以下この条において「加入者等」という。）の資格に係る情報に軽微な不備（誤記、記載漏れその他これに類する明白な誤りであつて、指定訪問看護事業者が記載しようとした事項を容易に推測することができる）と認められる程度のもの（をいう。）がある場合には、審査支払機関は、職権で、当該不備を補正することができる。この場合において、審査支払機関は、当該補正をした旨を、当該指定訪問看護事業者に通知するものとする。

二〇六（略）

（訪問看護療養費請求書の様式）

第二条の二 書面による請求における訪問看護療養費請求書及び訪問看護療養費明細書は、ことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式による。

（訪問看護療養費等の請求日）

第三条（略）

2 電子情報処理組織の使用による請求は、審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該審査支払機関に到達したものとみなす。

（訪問看護療養費等の請求の開始等の届出）

第四条 指定訪問看護事業者は、電子情報処理組織の使用による請求を始めようとするときは、訪問看護ステーションごとに、あらかじめ、次に掲げる事項を当該請求に係る審査支払機関に届け出なければならない。

- 一（略）
- 二 電子情報処理組織の使用による請求を始めようとする年月
- 三（略）

附則

この省令は、平成四年四月一日から施行する。

(書面による請求に係る経過措置)
第二条 第一条の規定にかかわらず、指定訪問看護事業者は、次の表の上欄に掲げる訪問看護ステーションであつて、あらかじめ、その旨を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に記録し電子情報処理組織を使用して提出する方法その他の適切な方法により審査支払機関に届け出たものについて、同表の下欄に掲げる期間においては、書面による請求(訪問看護療養費等)について、訪問看護療養費請求書に訪問看護療養費明細書を添えて、これを当該訪問看護療養費請求書の審査支払機関に提出することにより請求することをいう。次条において同じ。)を行うことができる。

(新設)

一 電気通信回線設備の機能に障害が生じた訪問看護ステーション	当該障害が生じている間
二 電子情報処理組織の使用による請求を行う体制の整備に係る事業を行う者との間で当該体制の整備に係る契約(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和五年法律第四十八号)附則第一条第二号の政令で定める日(下欄において「改正法施行日」という。)の属する月の前々月の末日までに締結されたものに限る。)を締結している指定訪問看護事業者の訪問看護ステーションであつて、当該事業を行う者による当該体制の整備に係る作業が完了していないもの	上欄の体制の整備に係る作業が完了する日又は改正法施行日から起算して六月を経過する日の属する月の末日のいずれか早い日までの間
三 電子情報処理組織の使用による請求に必要な電気通信回線(光回線に限る。)が整備されていない訪問看護ステーション	上欄の電気通信回線が整備された日から起算して六月が経過した日までの間
四 改築の工事中である施設において指定訪問看護の提供を行っている訪問看護ステーション	当該改築の工事中である施設において指定訪問看護の提供を行っている間
五 廃止又は休止に関する計画を定めている訪問看護ステーション	廃止又は休止するまでの間
六 その他電子情報処理組織の使用による請求を行う体制を整備することが特に困難な事情がある訪問看護ステーション	上欄の特に困難な事情が解消されるまでの間

2 指定訪問看護事業者は、前項の届出を行う際、当該届出の内容を確認できる必要な資料を添付するものとする。ただし、同項の届出を行うに当たり、資料の添付を併せて行うことができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該届出の事後において、速やかに審査支払機関に提出するものとする。

第三条 書面による請求における訪問看護療養費請求書及び訪問看護療養費明細書は、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式による。

(新設)

2 書面による請求を行う場合には、訪問看護療養費請求書は、各月分について翌月十日までに提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、令和六年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条の規定 公布の日
二 第二条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）附則第一条第二号の政令で定める日
(経過措置)

第二条 この命令の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた指定訪問看護に関する費用の請求については、なお従前の例による。

(準備行為)

第三条 指定訪問看護事業者は、施行日前においても、第一条の規定による改正後の訪問請求命令第四条の規定の例により、審査支払機関に届出を行うことができる。この場合において、当該届出は、施行日以後は、同条の規定による届出とみなす。

2 指定訪問看護事業者は、第二条の規定による改正後の訪問請求命令附則第二条第一項の表の上欄に掲げる訪問看護ステーションについて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）前においても、第二条の規定による改正後の訪問請求命令附則第二条の例により、審査支払機関に届出を行うことができる。この場合において、当該届出は、第二号施行日以後は、同条第一項の規定による届出とみなす。

○子ども家庭庁告示第三号
厚生労働省告示第三号

訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部を改正する命令（令和五年内閣府令第九号）の施行に伴い、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第二条の規定に基づき子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年十一月三十日

子ども家庭庁長官 渡辺由美子
厚生労働大臣 武見 敬三

訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第二条の規定に基づき子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する告示

（訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第二条の規定に基づき子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式の一部改正）

第一条 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第二条の規定に基づき子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式（平成二十年厚生労働省告示第二百二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第二条の二の規定に基づき子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式は、次の表の区分によるものとする。</p> <p>（表略）</p>	<p>訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第二条の二の規定に基づき子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式は、次の表の区分によるものとする。</p> <p>（表略）</p>

（訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第二条の二の規定に基づき子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式の一部改正）

第二条 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第二条の二の規定に基づき子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令附則第三条第一項の規定に基づき子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式</p>	<p>訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第二条の二の規定に基づき子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式</p>

訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令附則第三条第一項の規定に基づき子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式は、次の表の区分によるものとする。

（表略）

訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第二条の二の規定に基づき子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式は、次の表の区分によるものとする。

（表略）

附 則

この告示は、令和六年六月一日から適用する。ただし、第二条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）附則第一条第二号の政令で定める日から適用する。